

日本ユマニチュード学会 賛助会員登録申込書 <口座振込用>

申込日 年 月 日

一般社団法人 日本ユマニチュード学会殿

私は、一般社団法人日本ユマニチュード学会の会員規程に同意し、下記の通り賛助会員に申し込みます。

法人・団体名	(法人会員の場合のみ)		
法人・代表者名			
登録代表者肩書	(法人会員の場合のみ)		
登録代表者 氏名※1	セイ	メイ	
	姓	名	
住所※2	フリガナ		
	〒	都・道 府・県	市・区 町・村
	フリガナ		
電話番号※2	— —	性別	男・女
生年月日※1	西暦	年	月 日
メールアドレス※1	@		
会員口数	<input checked="" type="checkbox"/> 賛助会員 (年会費：1口 100,000円) × ____ 口		
登録代表者 正会員資格情報	【参加研修の参加証番号 又は インストラクター資格取得年】賛助会員正会員として登録希望の場合		

■ 法人の場合、※1に登録代表者（注：当学会入会に関する代表者です。必ずしも法人代表者でなくても結構です）の氏名・生年月日・メールアドレスを、※2に法人の住所・電話番号をご記ください。

■ 法人の場合、【別紙1】の登録メンバーの情報も必ずご記入・ご登録ください。

■ 本申込書受領の後、事務局より請求書を発行いたしますので、下記にお振り込みをお願いします。

住信 SBI ネット銀行 法人第一支店

普通 1418203 シヤ) ニホンユマニチュードガツカイ

お問い合わせ・本申込書のメール先（日本ユマニチュード学会事務局）：info@jhuma.org

法人賛助会員 登録メンバー申請書

法人の賛助会員の場合、下記の通り、登録代表者に加えて1口2名まで追加のご登録が可能です。(合計3名)より多くの方に学会活動に積極的にご参加いただけるよう、ぜひご登録ください。

- ① **賛助会員登録代表者(1名)**：当学会活動に関する代表者(法人代表者でなくても結構です)として、「賛助会員正会員」としてアカウントを付与させていただきます。
- ② **賛助会員メンバー(2名)**：正会員同様のコンテンツ視聴、イベント参加が出来るよう、アカウントを付与させていただきます。
- ③ ②のうち、認定インストラクター資格保有者や所定の研修修了者など正会員資格を有し希望するメンバーは、「賛助会員正会員」として正会員登録が出来ます。下記に、参加証番号もしくはインストラクター取得年を登録ください。

法人・団体名			
登録代表者名			
賛助会員メンバー登録者 1人目 情報 (賛助会員正会員として登録の場合は、正会員資格情報も併せて記入ください)			
氏名	セイ	メイ	
	姓	名	
メールアドレス	@	電話番号	— —
生年月日	西暦	年 月 日	性別 男・女
住所	〒 都・道 市・区 府・県 町・村		
正会員資格情報	【参加研修の参加証番号 又は インストラクター資格取得年】		
賛助会員メンバー登録者 2人目 情報 (賛助会員正会員として登録の場合は、正会員資格情報も併せて記入ください)			
氏名	セイ	メイ	
	姓	名	
メールアドレス	@	電話番号	— —
生年月日	西暦	年 月 日	性別 男・女
住所	〒 都・道 市・区 府・県 町・村		
正会員資格情報	【参加研修の参加証番号 又は インストラクター資格取得年】		

一般社団法人日本ユマニチュード学会 会員規程

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本ユマニチュード学会（以下「本学会」という。）定款第3章の規定に基づき、会員が本学会に納付する会費の額及び納入方法について定めるほか、会員の入会、退会及び変更等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (種別)

本学会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 本学会の目的に賛同して入会した、本学会指定の研修に参加し参加証を取得した者、又は本学会の理事・監事の推薦を受けた者、並びに本学会認定インストラクター等本学会の認定する資格取得者。正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とし社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- (2) 市民会員 本学会のユマニチュードの目的に賛同して入会した個人。
- (3) 専門職会員（学生）本学会のユマニチュードの目的に賛同して入会した専門教育課程在籍学生（看護学・医学・介護・福祉・その他）。
（一般）本学会のユマニチュードの目的に賛同して入会した専門職従事者（医療・介護・看護・福祉・研究職など）。
- (4) 賛助会員 本学会の活動とユマニチュードの普及・支援に賛助するために入会した個人又は団体。

第3条 (倫理要綱の遵守)

1. 本学会の会員は、本学会が定める倫理要綱を遵守しなければならない。
2. 本学会の会員が倫理要綱に反する行為をした場合は、除名の対象とする。

第4条 (会費)

1. 正会員は、次に定める会費を納入しなければならない。
 - (1)年会費 金10,000円
 2. 市民会員は、次に定める会費を納入しなければならない。
 - (1)年会費 金3,000円
 3. 専門職会員は、次に定める会費を納入しなければならない。
 - (1)学生 年会費 金1,000円
 - (2)一般 年会費 金6,000円
 4. 賛助会員は、次に定める賛助会費を納入しなければならない。ただし納入回数については任意とし、会員の申し出により年毎に変更できるものとする。
 - (1)法人会員 金100,000円（1口）
 - (2)個人会員 金100,000円（1口）
 5. 本条各号の会員は、以後毎年年会費を納入しなければならない。
 6. 会員資格の有効期間は、入会日から入会日翌年の同月末日までとし、有効期間末日までに翌年分の年会費を納入することで会員資格を更新するものとする。
 7. 本条各号の会員は、年会費が未納の場合、本学会の会員特典を享受することはできない。
 8. 正会員は、年会費が未納の場合、本学会の社員総会における議決権を行使することはできない。

第5条 (入会手続等)

1. 本学会の会員になろうとする者は、本学会ウェブサイト上での会員登録及び会費の納入手続（以下「入会手続等」という。）を行わなければならない。
2. 第1項の入会手続等の管理は本学会が行い、管理に使用するシステム（以下「管理使用システム」という。）は、本学会が理事会において決定する団体（以下「管理システム団体」という。）により行うものとする。変更する場合も同様とする。
3. 前項の管理システム団体の業務につき、紛争・トラブルが生じた場合には、管理システム団体において解決を図るものとする。
4. 正会員は、理事会においてその入会可否を決定し、否決者のみ本学会よりこれを通知し、事務局より返金手続を行うものとする。

5. その他の入会手続等に関する事項については、事務局にて個別に対応するものとする。

第6条 (会費の免除)

会員は、理事会決議により会費を免除すべき相当の事由があると認められたときには、会費の免除の扱いを受けることができる。

第7条 (退会及び退会手続)

1. 会員は定款第10条の規定に基づき、任意に退会することができる。
2. 会員は前項の退会を行おうとする場合は、退会を希望する月の前月末日までに管理使用システムにおいて退会の手続を行うものとする。
3. 第8条により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。
4. 退会する場合に当該年度の未納の会費については、退会希望日の前月末日までに納入しなければならない。
5. その他の退会手続に関する事項については、事務局にて個別に対応するものとする。

第8条 (会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する

- (1)退会したとき。
- (2)死亡し、若しくは成年被後見人・被保佐人になったとき
- (3)失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4)正会員及び専門職会員にあっては、正会員及び専門職会員で定める要件に該当しなくなったとき。
- (5)市民会員及び賛助会員にあっては、本学会のユマニチュードの目的に賛同又は賛助しないとき。
- (6)定款第3章に基づく支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (7)総正会員が同意したとき。
- (8)除名されたとき。

第9条 (会員の除名)

本学会は定款第11条に定める規定に基づき、該当する会員を除名することができる。

第10条 (再入会)

第8条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第5条に定める手続により行うものとする。

第11条 (変更の手続き)

会員が第5条の申込手続の際の内容に変更があった場合は、本学会ウェブサイト上での変更手続を速やかに行わなければならない。

第12条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

1. 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本学会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることができない。
2. 本学会は会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第13条 (会員管理)

本学会は、会員管理を適正かつ円滑に遂行し、入会及び退会時登録の際の個人情報、本学会プライバシーポリシーに基づき管理するものとする。

第14条 (改正)

この規程を改正しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、2019年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、2019年12月4日、第4条、第7条並びに第8条を更正、施行する。